

国不建推第 6号  
国不建整第 14号  
令和5年5月8日

建設業団体の長 殿

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課長  
建設市場整備課長  
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約  
及び下請代金支払の適正化の徹底について」の廃止について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う建設工事の一時中止・延期等に関して、下請建設企業に対する特段の配慮事項等として、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底等について（通知）」（令和2年3月11日付け国土建推第38号、国土建整第132号。以下「本件通知」という。）を通知したところです。

本日、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）における新型コロナウイルス感染症の位置付けが、5類感染症に変更されたことから、本件通知を令和5年5月8日をもって廃止することといたしましたので、通知いたします。

なお、本件通知に添付されている通知の取り扱いについては、発出元の規定によります。